

(5) シェアリングとの連携

所有から共有への利用形態の変化を踏まえ、他の交通モードとの連携強化を図りシェアリングの利用を促進します。

<道路空間を活用したカーシェアリング社会実験>

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する取組みとして、大手町駅及び新橋駅に近接した国道の道路上に小型モビリティ用のカーシェアリングステーション（S T）を設置し、平成 28 年 12 月から令和 2 年 9 月末までは小型モビリティ（一人乗り）を用いて、また令和 3 年 4 月から令和 5 年 1 月までは複数人が乗車可能な軽自動車を用いて、さらに令和 5 年 2 月末からはカーシェア市場で最も一般的なコンパクトカー※へ車種を拡大して、その有用性等を検証する社会実験を実施しています。令和 6 年 3 月には、これまでの取組を踏まえて、道路管理者が参考とする事項をとりまとめた「路上カーシェアステーション設置のための東京版ガイドライン」を作成しました。

※本社会実験におけるコンパクトカーの定義は、小型自動車（道路運送車両法に基づく）のうち、全長 4100mm 以下、全幅 1700mm 以下の車両です

ガイドライン等、詳細については以下を参照ください

[カーシェアリング社会実験 | 東京国道事務所 | 国土交通省 関東地方整備局](https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00408.html)

<https://www.ktr.mlit.go.jp/toukoku/toukoku00408.html>



状況写真(大手町)



状況写真(新橋)